

平成24年

上尾市教育委員会5月定例会
議案資料

目 次

議案第 3 1 号 資料 (上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について)	
◇上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則 新旧対照表 -----	1
◇諸手当の認定権限について -----	2
◇関係条例・規則 -----	3
◇「委任」とは -----	3
議案第 3 2 号 資料 (上尾市幼児教育振興協議会規則の一部を改正する規則の制定について)	
◇上尾市幼児教育振興協議会規則 新旧対照表 -----	4
議案第 3 9 号 資料 (上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について)	
◇学校医等の公務災害補償制度について -----	6
◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正 -----	7
◇条例新旧対照表 -----	8
議案第 4 0 号 資料 (上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について)	
◇上尾市民体育館における指定管理者制度の導入について -----	1 0
◇「上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について」要旨 -----	1 3
◇指定管理者制度関係法令 -----	1 4
◇上尾市民体育館条例 新旧対照表 (全文) -----	1 8
議案第 4 1 号 資料 (工事請負契約の締結に係る意見の申出について)	
◇事業概要 -----	2 4
◇中央小学校校舎改築工事 (建築工事) 配置図 -----	2 5
◇ " 1 階平面図 -----	2 6
◇ " 2 ~ 4 階平面図 -----	2 7
◇ " 南側立面図 -----	2 8

◇上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則 新旧対照表

改正後 (<u>太字</u> 改正部分)	改正前 (_____ 改正部分)
<p>(委任事務) 第2条 《同右》</p> <p><u>(10) 児童手当法(昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。)及び法の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員に係るものに限る。)のうち、次に掲げるもの</u> <u>ア 法第7条第1項の規定により、児童手当の受給資格及び額を認定すること。</u> <u>イ 法第26条第3項の規定により、届出を受理すること。</u> <u>ウ 埼玉县市町村立学校職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則(平成18年埼玉県教育委員会規則第5号)第2条の規定により、児童手当受給者台帳を作成し、及び保管すること。</u></p> <p><u>(11) 学校職員の給与に関する条例(昭和31年埼玉県条例第33号)及び同条例の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員に係るものに限る。)のうち、次に掲げるもの</u> <u>ア 学校職員の通勤手当に関する規則(昭和33年埼玉県教育委員会規則第5号)第4条の規定により、支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定すること。</u> <u>イ 学校職員の住居手当に関する規則(昭和49年埼玉県教育委員会規則第40号)第7条の規定により、支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定すること。</u> <u>ウ 学校職員の扶養手当に関する規則(昭和61年埼玉県教育委員会規則第16号)第4条の規定により、扶養手当の月額を認定すること。</u></p>	<p>(委任事務) 第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものを教育長に委任する。 (1)～(9) 省略</p> <p>(10) 学校職員の給与に関する条例(昭和31年埼玉県条例第33号)及び同条例の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員に係るものに限る。)のうち、次に掲げるもの ア 学校職員の通勤手当に関する規則(昭和33年埼玉県教育委員会規則第5号)第4条の規定により、支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定すること。 イ 学校職員の住居手当に関する規則(昭和49年埼玉県教育委員会規則第40号)第7条の規定により、支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定すること。 ウ 学校職員の扶養手当に関する規則(昭和61年埼玉県教育委員会規則第16号)第4条の規定により、扶養手当の月額を認定すること。</p>

◇諸手当の認定権限について

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律には、権限の移譲についての定めが規定されている。

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律

[都道府県 ⇒ 市町村 への権限移譲]

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

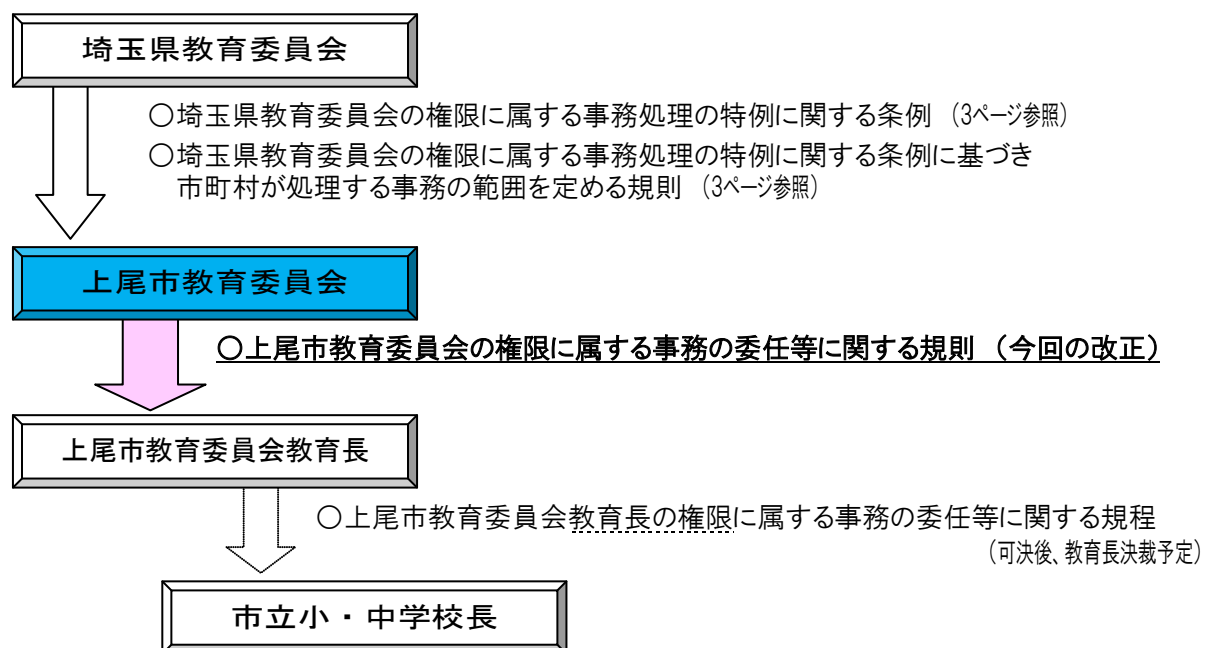
[教育委員会 ⇒ 教育長 への権限移譲]

(事務の委任等)

第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

3 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

- 埼玉県においては、埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例を制定し、市町村へ移譲する権限を定めている。
- そのうち、県費負担教職員の児童手当を含む諸手当の認定等の権限については、埼玉県条例及び埼玉県教育委員会規則の規定により、その権限が県内各市町村に移譲されている。
- ◎今般の規則改正は、その移譲された児童手当の認定等の権限について、教育委員会から教育長に委任するために改正するものである。



◇関係条例・規則

●埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（関係部分抜粋）

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 埼玉県教育委員会の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表（第二条関係）

項	事務	市町村
2	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの 1 法第七条第一項の規定による児童手当の受給資格及び額の認定 2 法第二十六条第二項の規定による届出の受理 3 1及び2に掲げるもののほか別に埼玉県教育委員会規則で定めるもの	各市町村
4	学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）及び同条例の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務（市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員に係るものに限る。）のうち、別に埼玉県教育委員会規則で定めるもの	各市町村（さいたま市を除く。）

●埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第七十一号。以下「条例」という。）別表第二項3及び第四項に規定する別に埼玉県教育委員会規則で定めるものは、それぞれ次の表に掲げる事務とする。

一 条例別表第二項3に規定する別に埼玉県教育委員会規則で定めるもの	埼玉県市町村立学校職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第五号）第二条の規定による児童手当受給者台帳の作成及び保管
二 条例別表第四項に規定する別に埼玉県教育委員会規則で定めるもの	1 学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第五号）第四条の規定による確認、決定及び改定並びに同規則第十四条の規定による確認 2 学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号）第七条の規定による確認、決定及び改定並びに同規則第十条の規定による確認 3 学校職員の扶養手当に関する規則（昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第十六号）第四条の規定による認定及び同規則第五条の規定による確認

◇「委任」とは

公法上の「委任」とは、行政庁がその権限を受任者に委譲し、その権限を受任者の権限として、受任者の名とその責任において行わせることである。したがって、その行為に関する責任は受任者が直接負い、委任をした者はそのような事務の委任の可否についての責任を負うにとどまる。委任はこのような効果を持つものであり、法令の定める行政庁の権限を変更するものであるため、これを認める法令の根拠を必要とする。

◇上尾市幼児教育振興協議会規則 新旧対照表

改正後 (<u>太字</u> 改正部分)	改正前 (_____ 改正部分)
<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員<u>10人以内</u>で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、上尾市教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p><u>(1) 幼児教育に関し学識経験を有する者</u></p> <p><u>(2) 市立保育所又は及び私立保育園において保育事業に携わっている者</u></p> <p><u>(3) 市立幼稚園及び私立幼稚園において幼児教育に携わっている者</u></p> <p><u>(4) 市立小学校を代表する者</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員<u>8人</u>で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、上尾市教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p><u>(1) 市内公私立幼稚園長代表 3人</u></p> <p><u>(2) 市内小学校長代表 2人</u></p> <p><u>(3) 学識経験者 3人</u></p>

【 白紙 】

◇学校医等の公務災害補償制度について

- 学校保健安全法第23条第1項及び第2項に基づき、学校には、学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置くこととされており、その身分は、地方公務員法における非常勤の特別職である。
- 一般の労働者に労働者災害補償保険制度が確立されているように、学校医等が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償するため、『公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律』が制定されている。
- 法においては、その補償の範囲、金額及び支給方法等について、政令で定める基準に従って、地方公共団体の条例で定めることとし、上尾市においても政令の基準に従って『上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例』を制定している。

●公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律 [関係部分抜粋]

（目的）

第一条 この法律は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償を行うことを目的とする。

（補償義務）

第二条 地方公共団体は、その設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対し、この法律の定めるところにより、補償を行わなければならない。

（補償の種類）

第三条 この法律により地方公共団体が行う学校医等の公務上の災害に対する補償（以下「補償」という。）の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養補償（学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合における必要な療養の実施又は必要な療養の費用の支給）
- 二 休業補償（次号に掲げる傷病補償を行う場合を除き、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときに行う補償）
- 三 傷病補償（学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、治っていない場合において存する障害に対する補償）
- 四 障害補償（学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、治った場合においてなお存する障害に対する補償）
- 五 介護補償（学校医等が傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害により必要な介護を受けている場合における補償）
- 六 遺族補償（学校医等が公務上死亡した場合におけるその遺族に対する補償）
- 七 葬祭補償（学校医等が公務上死亡した場合における葬祭を行う者に対する補償）

（補償の範囲、金額、支給方法等）

第四条 前条各号の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。

- 2 前項の規定により政令で基準を定める場合には、政府は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定を参しやくするとともに、前条各号の補償が、同一の学歴及び医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数を有する常勤の国家公務員で職務上医師、歯科医師又は薬剤師としての業務に従事する者の公務上の災害に対し同法により行われる同種の補償と、おおむね同程度のものとなるようにこれを定めなければならない。

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正（平成24年3月28日 官報 号外第70号）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月二十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第六十五号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第一号中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百二十円」を「五万六千六百円」に改め、同項第三号中「五万二千二百七十円」を「五万二千五百十円」に改め、同項第四号中「二万八千三百六十円」を「二万八千三百円」に改める。

別表中

五、九四三円	七、七二〇円	九、四〇〇円	一〇、六五三円	一一、五三八円
四、四五五円	五、三四〇円	六、三五八円	七、四三〇円	八、四七三円
一一、二八五円	五、六六〇円	七、三五二円	八、六七〇円	九、六二二円
九、二五五円	四、二四三円	四、九二六円	五、八六四円	六、八五三円

〇、四二一円 一一、〇八五円
七、八一五円 八、五〇九円

に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣 平野 博文
内閣総理大臣 野田 佳彦

◇上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 新旧対照表

改正後 (太字 改正部分)	改正前 (改正部分)
<p>(介護補償)</p> <p>第7条の2 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって教育委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 病院又は診療所に入院している場合</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として教育委員会が定めるものに入所している場合</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が10万4,290円を超えるときは、10万4,290円）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が5万6,600円以下であるときに限る。） 5万6,600円</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第7条の2 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって教育委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 病院又は診療所に入院している場合</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として教育委員会が定めるものに入所している場合</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が10万4,530円を超えるときは、10万4,530円）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が5万6,720円以下であるときに限る。） 5万6,720円</p>

(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が**5万2,150円**を超えるときは、**5万2,150円**）

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が**2万8,300円**以下であるときに限る。） **2万8,300円**

(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が**5万2,270円**を超えるときは、**5万2,270円**）

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が**2万8,360円**以下であるときに限る。） **2万8,360円**

別表（第2条関係）

補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	5,660円	7,352円	8,670円	9,612円	10,411円	11,085円
学校薬剤師の補償基礎額	4,243円	4,926円	5,864円	6,853円	7,815円	8,509円

別表（第2条関係）

補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	5,943円	7,720円	9,400円	10,653円	11,538円	12,285円
学校薬剤師の補償基礎額	4,455円	5,340円	6,358円	7,430円	8,473円	9,255円

◇上尾市民体育館における指定管理者制度の導入について

1 指定管理者制度の概要

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）が平成15年9月2日から施行され、公の施設の管理について「指定管理者制度」が導入されました。

従来、公の施設は直営または管理委託制度のいずれかの方法で管理運営を行ってきましたが、この改正により直営または指定管理者制度のいずれかを選択することとなりました。

また、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するためには民間事業者のノウハウの活用を含め、より柔軟な制度に改正することが有効であるとの考えから導入されたものです。

指定管理者制度の実施にあたっては、条例で指定の手續、管理の基準、業務の範囲等を定め、指定管理者の指定についても議会の議決が必要になります。

2 市民体育館における指定管理者制度の導入までの経過

平成23年3月 上尾市教育振興基本計画（平成23～27年度）

「スポーツ施設の管理運営については、指定管理者制度の活用も含めた管理体制の効率化や計画的な維持管理を図る」

平成23年3月 第7次上尾市行政改革大綱・行政改革実施計画

※第7次上尾市行政改革大綱・行政改革実施計画抜粋

連番	コード	新継	項目	現状・課題	所属名	取り組み内容
13	207	新	指定管理（市民体育館）	市民体育館については、現在直営施設であるが、指定管理者制度等、民間活力の導入を検討して効率化と公共サービスの向上を検討。	スポーツ振興センター	耐震改修工事や、大規模改修工事を契機に、指定管理者制度の導入を含めた検討をする。

平成24年2月 市長マニフェスト

◎市民体育館や図書館などの公共施設民間委託化（指定管理者）
を検討し、サービスの向上とコスト削減を図る

3 指定管理者制度導入スケジュール（予定）

平成24年5月	5月定例教育委員会に条例改正の議案提出
平成24年6月	6月議会に条例改正の議案提出
平成24年7月	公募開始（締切7月末）
平成24年8～10月	選定委員会にて選定
平成24年11月	11月定例教育委員会に「指定事業者」の議案及び債務負担行為を提出
平成24年12月	12月議会に「指定事業者」の議案及び債務負担行為を提出
平成25年4月	指定管理者による業務開始（指定期間は5年間）

4 市民体育館における指定管理者制度導入に向けた基本方針（案）

市民体育館に指定管理者制度を導入するにあたり、市内体育・スポーツ・レクリエーション活動の拠点としての役割を十分に果たすため、次の基本方針を定めて臨みます。

- (1) 上尾市の公の施設であることを常に念頭におき、市民福祉の増進に努め、公平な利用に供する管理運営を行うこと。
- (2) 施設の設置目的に資するよう適切な管理運営を行うこと。
- (3) 上尾市のスポーツ行政施策との整合性を図りながら施設の管理運営を行うこと。
- (4) サービス水準の維持向上に努め、安定的かつ継続的なサービスの提供がなされるよう管理運営を行うこと。
- (5) 利用者や地域住民の声を常に把握し、施設の管理運営に反映させること。
- (6) 経費節減に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるよう管理運営の効率化を図ること。
- (7) 市民サービスの向上を図るため、教育委員会として定期的実施するモニタリングを受けること。

5 管理形態が『指定管理者制度』の公の施設

平成24年4月現在

No.	施設の名称	指定管理者	所管部署
1	文化センター	(財) 上尾市地域振興公社	自治振興課
2	コミュニティセンター	(財) 上尾市地域振興公社	自治振興課
3	イコス上尾	(財) 上尾市地域振興公社	自治振興課
4	身体障害者福祉センター ふれあいハウス	上尾市社会福祉協議会	障害福祉課
5	福祉作業所かしの木園	上尾市社会福祉協議会	障害福祉課
6	老人福祉センターことぶき荘	上尾市社会福祉協議会	高齢介護課
7	上尾市養護老人ホーム恵和園	社会福祉法人彩光会	高齢介護課
8	上尾伊奈斎場つつじ苑	(財) 上尾市地域振興公社	環境政策課
9	健康プラザわくわくランド	シンコースポーツ・協栄共同 事業体	西貝塚環境センター
10	都市公園 (122 か所一括)	(財) 上尾市地域振興公社	みどり公園課
11	自然学習館	(財) 上尾市地域振興公社	みどり公園課
12	バーベキュー場	(財) 上尾市地域振興公社	みどり公園課
13	瓦葺ふれあい広場	(財) 上尾市地域振興公社	環境政策課
14	児童館アッピーランド	(株) こどもの森	青少年課
15	児童館こどもの城	(財) 上尾市地域振興公社	青少年課

◇「上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣旨

上尾市民体育館の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせるものとするための一部改正

2 内容

(1) 指定管理者制度導入のための基本的な規定の整備

- ① 体育館の管理を指定管理者に行わせることを定める。(第12条の改正規定)
- ② 指定管理者が行う業務の範囲として、次のア、イ、ウその他の体育館の管理の業務とすることを定める。(第13条を加える改正規定)

ア 体育館の利用に関する業務

※ 体育館の施設等の利用の許可については、指定管理者が行うこととする。(第5条の改正規定) また、指定管理者が、当該許可に係る利用の条件の変更、停止及び当該許可の取消しを行うことができることとする。(第8条の改正規定)

イ 第2条各号に掲げる業務

ウ 体育館の施設等及び物品の維持管理に関する業務

- ③ 指定管理者が行う管理の基準として、業務運営の基本的事項である次の事項を定める。(第14条を加える改正規定)

ア 関係法令等を遵守し、適正に体育館の運営を行うこと。

イ 体育館の施設等及び物品の維持管理を適切に行うこと。

ウ 個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(2) 指定管理者に関する規定の整備

- ① 休館日に開館すること及び臨時に休館日を定めること並びに利用時間の一時的な変更は、指定管理者が教育委員会の承認を得て行うことができることとする。(第3条第2項及び第4条第1項ただし書の改正規定)
- ② 指定管理者は、遵守事項を定め、及び利用者に対し適宜な指示をすることができることを定める。(第7条の改正規定)

(3) 利用料金制度の導入(第15条を加える改正規定)

- ① 体育館の利用の許可を受けた者は、当該利用の許可を受ける際に、その利用に関し利用料金を指定管理者に納付することを定める。
- ② 納付された利用料金は、指定管理者に指定管理者の収入とすることを定める。
- ③ 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けて定めることを定める。

- ④ 個人利用における体力相談室兼トレーニング室の利用料金の上限額を1利用単位につき、250円とすることを定める。(別表2の表の改正規定)

3 施行期日 平成25年4月1日

◇指定管理者制度関係法令

●地方自治法（関係部分抜粋）

第十章 公の施設

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て）

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

- 2 第百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を

利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

●上尾市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

（平成17年上尾市条例第24号）

※各条文中「（教育委員会）」及び「（教育委員会規則）」は、第11条の規定による読換え後

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第2条 法人その他の団体であつて公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとするものは、市長（教育委員会）の指定する期日までに、規則（教育委員会規則）で定める申請書に次に掲げる書類を添えて市長（教育委員会）に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者が行う公の施設の管理の業務（以下「指定管理業務」という。）に関する事業計画書
- (2) 指定管理業務に関する収支計画書
- (3) 当該団体の財務の状況を示す書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定）

第3条 市長（教育委員会）は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によって審査し、申請に係る公の施設の管理を行わせることが適当と認められる団体を指定管理者の候補者に選定するものとする。

- (1) 公の施設の利用者の平等な利用の確保が図られること。
 - (2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に公の施設の運営を行うことができること。
 - (3) 公の施設の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
 - (4) 指定管理業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
 - (5) 指定管理業務を通じて取得した個人情報（上尾市個人情報保護条例（平成11年上尾市条例第31号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の適正な取扱いを確保することができること。
- 2 市長（教育委員会）は、前項の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があつたときは、速やかに当該議決に係る候補者を指定管理者に指定しなければならない。
- 3 市長（教育委員会）は、前項の規定による指定をするときは、公の施設の利用者に対する安定的なサービス提供の確保及び効率的な管理運営を考慮して、指定の期間を定めるものとする。
- 4 市長（教育委員会）は、指定管理者の指定をしたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（協定の締結）

第4条 指定管理者は、指定の期間の開始前に、市長（教育委員会）と当該指定に係る公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 第2条第1号の事業計画書に記載された事項
 - (2) 次条に規定する事業報告書に関する事項
 - (3) 指定管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第5条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、その管理する公の施設に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において第7条第1項の規定により指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後速やかに、同日の属する年度の開始の日から当該指定を取り消された日までの期間についての事業報告書を作成し、市長(教育委員会)に提出しなければならない。

- (1) 指定管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 利用状況に関する事項
- (3) 法第225条の使用料(以下「使用料」という。)又は法第244条の2第8項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)の収入の実績に関する事項
- (4) 前号に掲げるもののほか、指定管理業務に係る経理の状況に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公の施設の管理の状況を把握するために市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第6条 市長(教育委員会)は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期又は臨時に、指定管理業務又はその経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第7条 市長(教育委員会)は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第5条本文の規定に従わないとき。
 - (2) 前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないとき。
 - (3) 第3条第1項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
 - (4) 条例で定める管理の基準を遵守しないとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。
- 2 市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。
- 3 第3条第4項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(原状回復義務等)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった公の施設における施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

第9条 指定管理者は、故意又は過失により、その管理する公の施設における施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第10条 市長(教育委員会)は、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の理由により指定管理業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、自ら公の施設の管理の業務の全部又は一部を行うことができる。

2 前項の場合において、当該公の施設に係る利用料金があるときは、市長(教育委員会)は、これを使用料として徴収することができる。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第11条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から前条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第2条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則(教育委員会規則)で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【 白紙 】

◇上尾市民体育館条例 新旧対照表（全文）

改正後 (太字 改正部分)	改正前 (改正部分)
<p>(設置) 第1条 <同右></p> <p>(業務) 第2条 体育館は、次に掲げる業務を行う。 (1) アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場、剣道場、弓道場、庭球場及び<u>会議室兼スタジオ</u>並びに附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関する事 (2) その他体育館の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。</p> <p>(休館日) 第3条 体育館の休館日は、12月31日から翌年の1月2日までの日とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（第12条に規定する指定管理者をいう。次条第1項、第5条第1項及び第3項、第7条並びに第8条において同じ。）は、事情により、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。</u></p> <p>(利用時間) 第4条 体育館の施設等を利用することができる時間は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、<u>指定管理者</u>は、事情により、<u>教育委員会の承認を得て</u>これを変更することができる。 (1) 施設等のうち、庭球場以外のもの 午前9時から午後9時まで (2) 庭球場 午前9時から午後7時（日没の時刻が、午後7時前であるときは、当該日没の時刻）まで 2 庭球場を引き続いて利用することができる時間は、競技大会、講習会その他これらに類する事業に利用する場合を除き、3時間とする。</p> <p>(利用の許可) 第5条 体育館の施設等を利用しようとする者は、<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(設置) 第1条 市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図るため、上尾市民体育館（以下「体育館」という。）を上尾市向山四丁目3番地10に設置する。</p> <p>(業務) 第2条 体育館は、次に掲げる業務を行う。 (1) アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場、剣道場、弓道場、庭球場及び<u>会議室</u>並びに附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関する事 (2) その他体育館の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。</p> <p>(休館日) 第3条 体育館の休館日は、12月31日から翌年の1月2日までの日とする。 <u>2 上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特別の事情があるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</u></p> <p>(利用時間) 第4条 体育館の施設等を利用することができる時間は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、<u>教育委員会</u>は、事情によりこれを変更することができる。 (1) 施設等のうち、庭球場以外のもの 午前9時から午後9時まで (2) 庭球場 午前9時から午後7時（日没の時刻が、午後7時前であるときは、当該日没の時刻）まで 2 庭球場を引き続いて利用することができる時間は、競技大会、講習会その他これらに類する事業に利用する場合を除き、3時間とする。</p> <p>(利用の許可) 第5条 体育館の施設等を利用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) 体育館の管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他体育館の設置の目的に反すると認められるとき。

3 **指定管理者**は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 ≪同右≫

(遵守事項及び**指定管理者**の指示)

第7条 **指定管理者**は、体育館の利用者の遵守事項を定め、及び体育館の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第8条 **指定管理者**は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は体育館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。
- (2) 第6条の規定に違反したとき。
- (3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市**又は指定管理者**は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第9条 ≪同右≫

(損害賠償)

第10条 ≪同右≫

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) 体育館の管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他体育館の設置の目的に反すると認められるとき。

3 **教育委員会**は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び**教育委員会**の指示)

第7条 **教育委員会**は、体育館の利用者の遵守事項を定め、及び体育館の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第8条 **教育委員会**は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は体育館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。
- (2) 第6条の規定に違反したとき。
- (3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第9条 利用権利者は、その利用が終わったときは、速やかに当該利用に係る施設等を原状に復しなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第10条 体育館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中又は観覧中に体育館の施設若しくは設備を損傷し、又は体育館の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

改正後 (太字 改正部分)	改正前 (____改正部分)
<p>(入館の禁止等) 第11条 《同右》</p>	<p>(入館の禁止等) 第11条 教育委員会は、体育館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。</p>
<p>(指定管理者による管理) 第12条 体育館の管理は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。</u></p>	<p>(使用料) 第12条 利用権利者は、<u>別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。</u> 2 前項に定めるもののほか、附属設備の使用料については、<u>教育委員会規則で定める。</u></p>
<p>(指定管理者が行う業務の範囲) 第13条 <u>指定管理者が行う管理の業務は、体育館の利用に関する業務、第2条各号に掲げる業務、体育館の施設等及び物品の維持管理に関する業務その他の体育館の管理の業務とする。</u></p>	
<p>(指定管理者が行う管理の基準) 第14条 <u>指定管理者は、次に掲げる基準により、体育館の管理の業務を行わなければならない。</u> (1) <u>この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則その他関係する法令、条例、規則及び教育委員会規則の規定を遵守し、適正に体育館の運営を行うこと。</u> (2) <u>体育館の施設等及び物品の維持管理を適切に行うこと。</u> (3) <u>前条の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。</u></p>	
<p>(利用料金) 第15条 <u>利用権利者は、第5条第1項の規定による利用の許可を受ける際に、その利用に関し利用料金（地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を指定管理者に納付しなければならない。</u> 2 <u>前項の規定により指定管理者に納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。</u> 3 <u>第1項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。</u></p>	

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第17条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

- (1) 体育館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、体育館の施設等を利用できないとき。

(職員)

第15条 ~~体育館に館長その他必要な職員を置く。~~

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(使用料の減免)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- (1) 体育館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、体育館の施設等を利用できないとき。

(職員)

第15条 体育館に館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

改正後 (太字 改正部分)

別表 (第15条関係)

1 団体利用の場合の利用料金

利用区分/利用単位		利用料金の額					
		午前	午後1	午後2	夜間	全日	
アリーナ	アマチュアスポーツ 及びレクリエーション に利用する場合	一般・学生	4,300	4,300	4,300	7,000	19,900
		児童・生徒	2,200	2,200	2,200	3,500	10,100
	その他の場合	平日	8,600	8,600	8,600	14,000	39,800
		土曜日・ 日曜日・休日	12,900	12,900	12,900	21,000	59,700
卓球室	一般・学生	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700	
	児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400	
体力相談室兼トレーニング 室	一般・学生	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700	
	児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400	
柔道場	一般・学生	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700	
	児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400	
剣道場	一般・学生	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700	
	児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400	
弓道場	一般・学生	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700	
	児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400	
会議室兼スタジオ		600	600	600	600	2,400	
庭球場 (1面につき)	一般・学生	1時間につき400					
	児童・生徒	1時間につき200					
附属設備		市長が別に定める額					

備考

- 1 午前とは午前9時から正午までを、午後1とは正午から午後3時までを、午後2とは午後3時から午後6時までを、夜間とは午後6時から午後9時までを、全日とは午前9時から午後9時までをいう。
- 2 平日とは、月曜日から金曜日まで(次号に規定する日を除く。)をいう。
- 3 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- 4 アリーナ及び会議室の2分の1を利用する場合の**利用料金**は、当該使用料の額に50パーセントを乗じて得た額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)とする。
- 5 児童・生徒とは、中学生以下の者が利用する場合又は中学生以下の者を主たる対象として利用する場合をいい、一般・学生とは、それ以外の者が利用する場合をいう。
- 6 主として市民(市内に住所を有する者及び市内に在勤し、又は在学する者をいう。以下同じ。)以外の者が構成する団体が利用する場合の**利用料金**は、当該施設等の利用料金の額(第4号の規定が適用される場合にあっては、当該規定を適用した額)に200パーセントを乗じて得た額とする。
- 7 利用者が入場料(名称のいかんを問わず、体育館の入場者から徴収する入場の対価をいう。)を徴収するときの**利用料金**は、当該施設等の利用料金の額(前号の規定が適用される場合にあっては、当該規定を適用した額)に入場者1人1回について徴収する最高の入場料に100を乗じて得た額を加えた額とする。
- 8 特別の設備をした場合は、その実費相当額を徴収する。
- 9 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

改正前 (改正部分)

別表 (第12条関係)

1 団体貸切り使用料

利用区分/利用単位		使用料の額					
		午前	午後1	午後2	夜間	全日	
アリーナ	アマチュアスポーツ 及びレクリエーション に利用する場合	一般・学生	4,300	4,300	4,300	7,000	19,900
		児童・生徒	2,200	2,200	2,200	3,500	10,100
	その他の場合	平日	8,600	8,600	8,600	14,000	39,800
		土曜日・ 日曜日・休日	12,900	12,900	12,900	21,000	59,700
卓球室	一般・学生	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700	
	児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400	
体力相談室兼トレーニング 室	一般・学生	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700	
	児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400	
柔道場	一般・学生	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700	
	児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400	
剣道場	一般・学生	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700	
	児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400	
弓道場	一般・学生	1,400	1,400	1,400	2,500	6,700	
	児童・生徒	700	700	700	1,300	3,400	
庭球場 (1面につき)	一般・学生	1時間につき400					
	児童・生徒	1時間につき200					
会議室		1時間につき200					

備考

- 1 午前とは午前9時から正午までを、午後1とは正午から午後3時までを、午後2とは午後3時から午後6時までを、夜間とは午後6時から午後9時までを、全日とは午前9時から午後9時までをいう。
- 2 平日とは、月曜日から金曜日まで(次号に規定する日を除く。)をいう。
- 3 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- 4 アリーナ及び会議室の2分の1を利用する場合の**使用料**の額は、当該使用料の額に50パーセントを乗じて得た額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)とする。
- 5 児童・生徒とは、中学生以下の者が利用する場合又は中学生以下の者を主たる対象として利用場合をいい、一般・学生とは、それ以外の者が利用する場合をいう。
- 6 主として市民(市内に住所を有する者及び市内に在勤し、又は在学する者をいう。以下同じ。)以外の者が構成する団体が利用する場合の**使用料**は、この表に定める施設等の使用料の額(第4号の規定が適用される場合にあっては、当該規定を適用した額)に200パーセントを乗じて得た額とする。
- 7 利用者が入場料(名称のいかんを問わず、体育館の入場者から徴収する入場の対価をいう。)を徴収するときの**使用料**は、この表に定める施設等の使用料の額(前号の規定が適用される場合にあっては、当該規定を適用した額)に入場者1人1回について徴収する最高の入場料に100を乗じて得た額を加えた額とする。
- 8 特別の設備をした場合は、その実費相当額を徴収する。
- 9 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

2 個人利用の場合の利用料金

利用区分/利用単位		利用料金の額			
		午前	午後1	午後2	夜間
アリーナ、卓球室、柔道場及び剣道場	一般・学生	100	100	100	100
	児童・生徒	50	50	50	50
体力相談室兼トレーニング室	一般・学生	250	250	250	250
弓道場	一般・学生	200	200	200	200
	児童・生徒	100	100	100	100
庭球場（1面につき）	一般・学生	1時間につき400			
	児童・生徒	1時間につき200			
附属設備		市長が別に定める額			

備考

- 1 午前とは午前9時から正午までを、午後1とは正午から午後3時までを、午後2とは午後3時から午後6時までを、夜間とは午後6時から午後9時までを、全日とは午前9時から午後9時までをいう。
- 2 ~~平日とは、月曜日から金曜日まで（次号に規定する日を除く。）をいう。~~
- 3 ~~休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。~~
- 2 児童・生徒とは、中学生以下の者をいい、一般・学生とは、それ以外の者をいう。
- 3 庭球場を、市民以外の者が利用する場合の**利用料金**は、当該施設等の利用料金の額に200パーセントを乗じて得た額とする。
- 4 特別の設備をした場合は、その実費相当額を徴収する。
- 5 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

2 個人使用料

利用区分/利用単位		使用料の額			
		午前	午後1	午後2	夜間
アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場及び剣道場	一般・学生	100	100	100	100
	児童・生徒	50	50	50	50
弓道場	一般・学生	200	200	200	200
	児童・生徒	100	100	100	100
庭球場（1面につき）	一般・学生	1時間につき400			
	児童・生徒	1時間につき200			

備考

- 1 午前とは午前9時から正午までを、午後1とは正午から午後3時までを、午後2とは午後3時から午後6時までを、夜間とは午後6時から午後9時までを、全日とは午前9時から午後9時までをいう。
- 2 平日とは、月曜日から金曜日まで（次号に規定する日を除く。）をいう。
- 3 休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 4 児童・生徒とは、中学生以下の者をいい、一般・学生とは、それ以外の者をいう。
- 5 庭球場を、市民以外の者が利用場合の**使用料**は、この表に定める施設等の使用料の額に200パーセントを乗じて得た額とする。
- 6 特別の設備をした場合は、その実費相当額を徴収する。
- 7 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

中央小学校校舎改築工事（建築工事）

◇事業概要

※ 平成23年度～平成25年度の継続事業

1. 予 算

平成23年度	84,200,000円
平成24年度	158,300,000円
平成25年度	997,500,000円
総 額	1,240,000,000円

※ 総額の内、22,365,000円は監理委託料

工事名	契約額	請負者	備考
中央小学校校舎改築工事 (建築工事)	652,890,000円	千代本興業(株)	※仮契約
中央小学校校舎改築工事 (給排水衛生設備工事)	82,740,000円	(株)早田工務店	契約済
中央小学校校舎改築工事 (空調換気設備工事)	95,025,000円	アサヒ住建(株)	契約済
中央小学校校舎改築工事 (電気設備工事)	128,677,500円	島村電業(株)	契約済
計	959,332,500円		

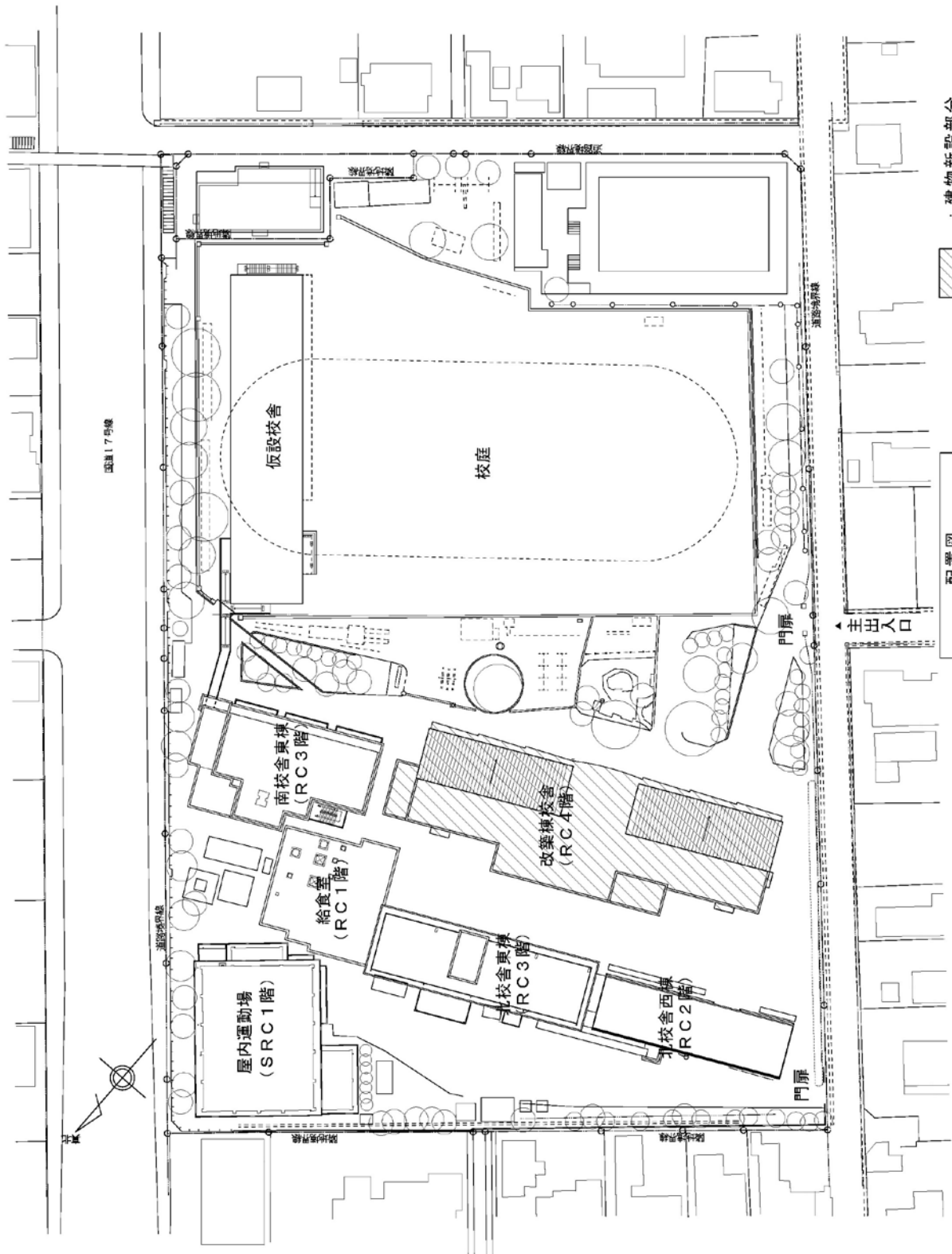
2. 工 期

平成24年6月議会承認日～平成25年10月31日まで

3. 一般事項

【建物概要】 延床面積 : 4,434㎡

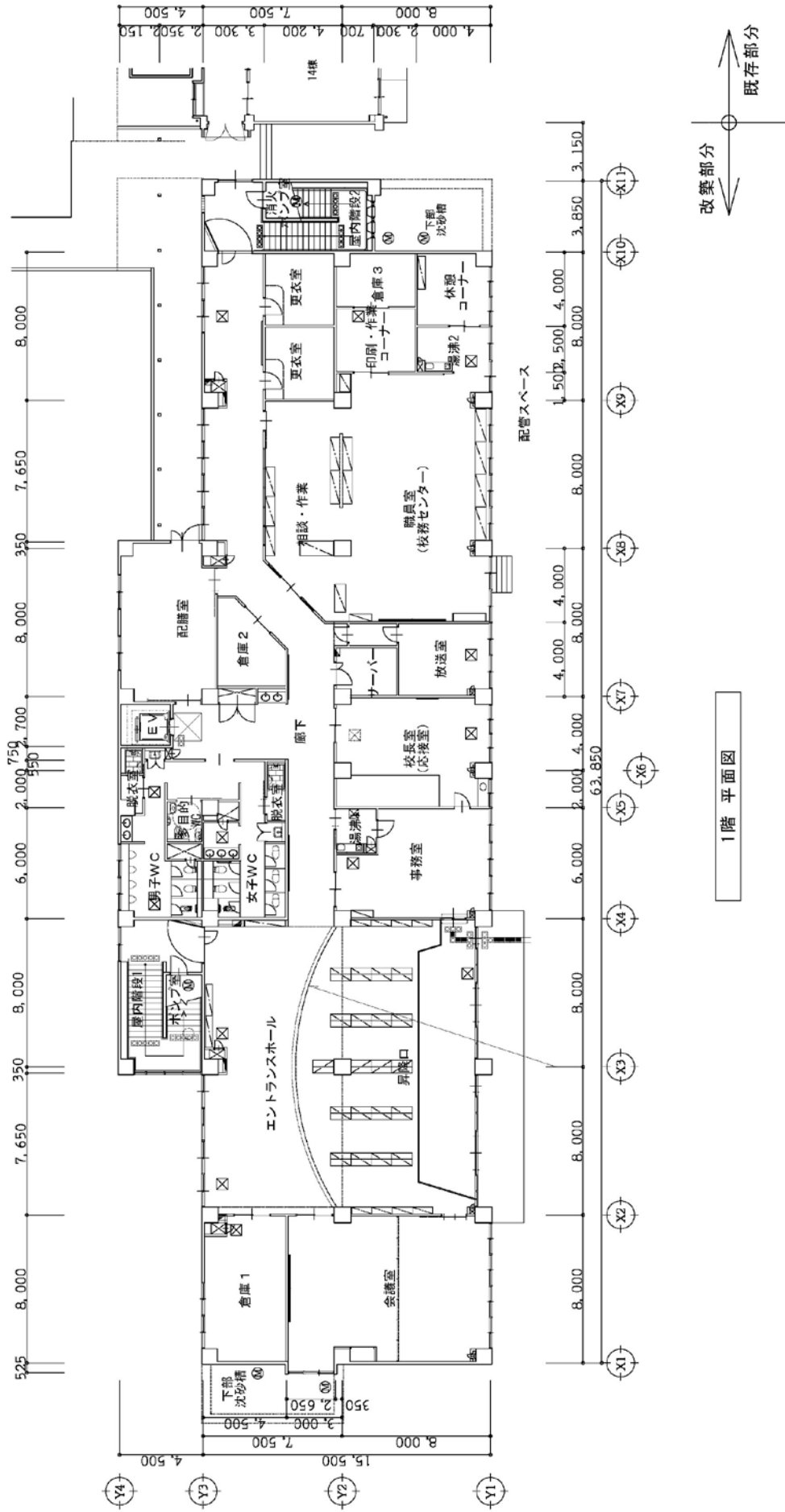
改築棟校舎 : 鉄筋コンクリート造4階建
所要室 : 普通教室21室、職員室、事務室、校長室
会議室、昇降口、オープンスペース、他



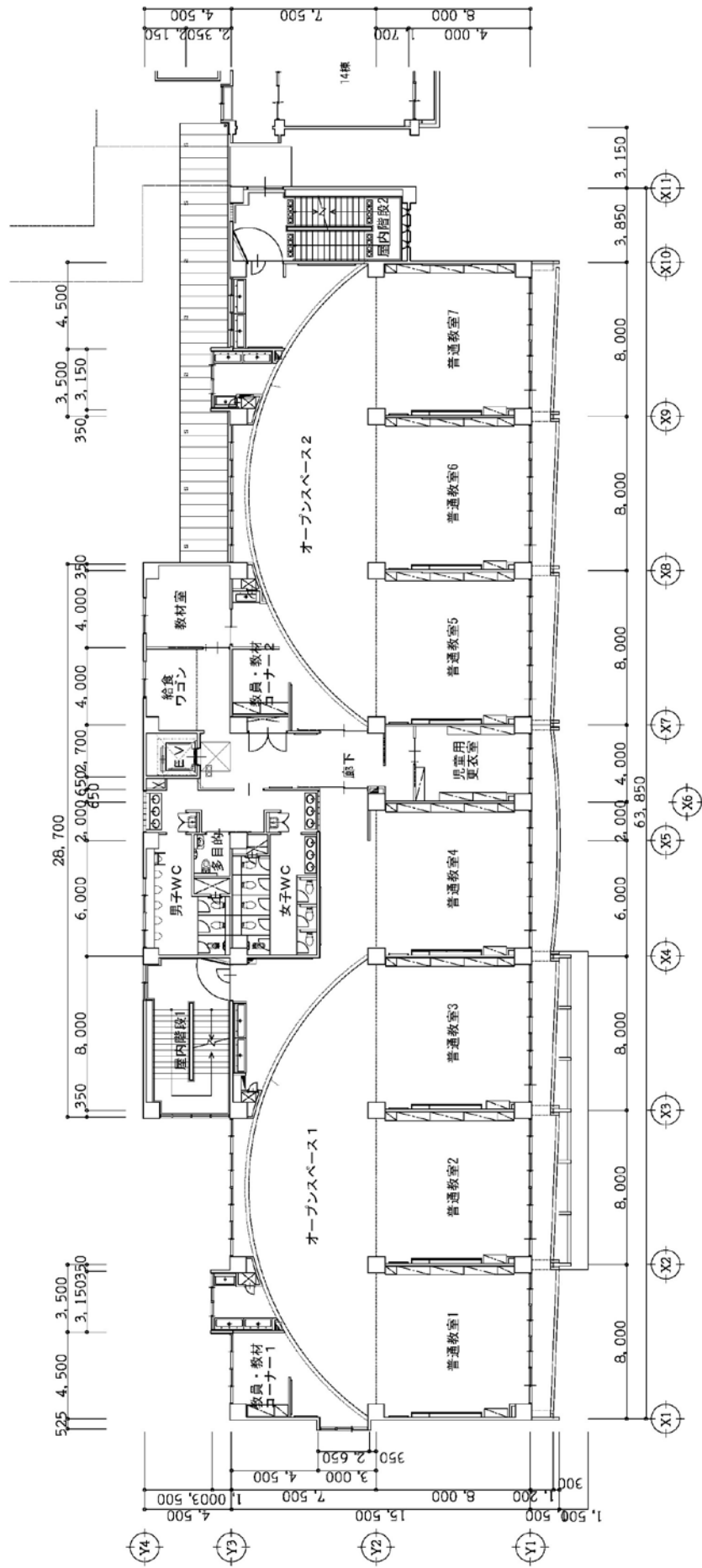
中央小学校校舎改築工事(建築工事)

：建物新設部分

配置図



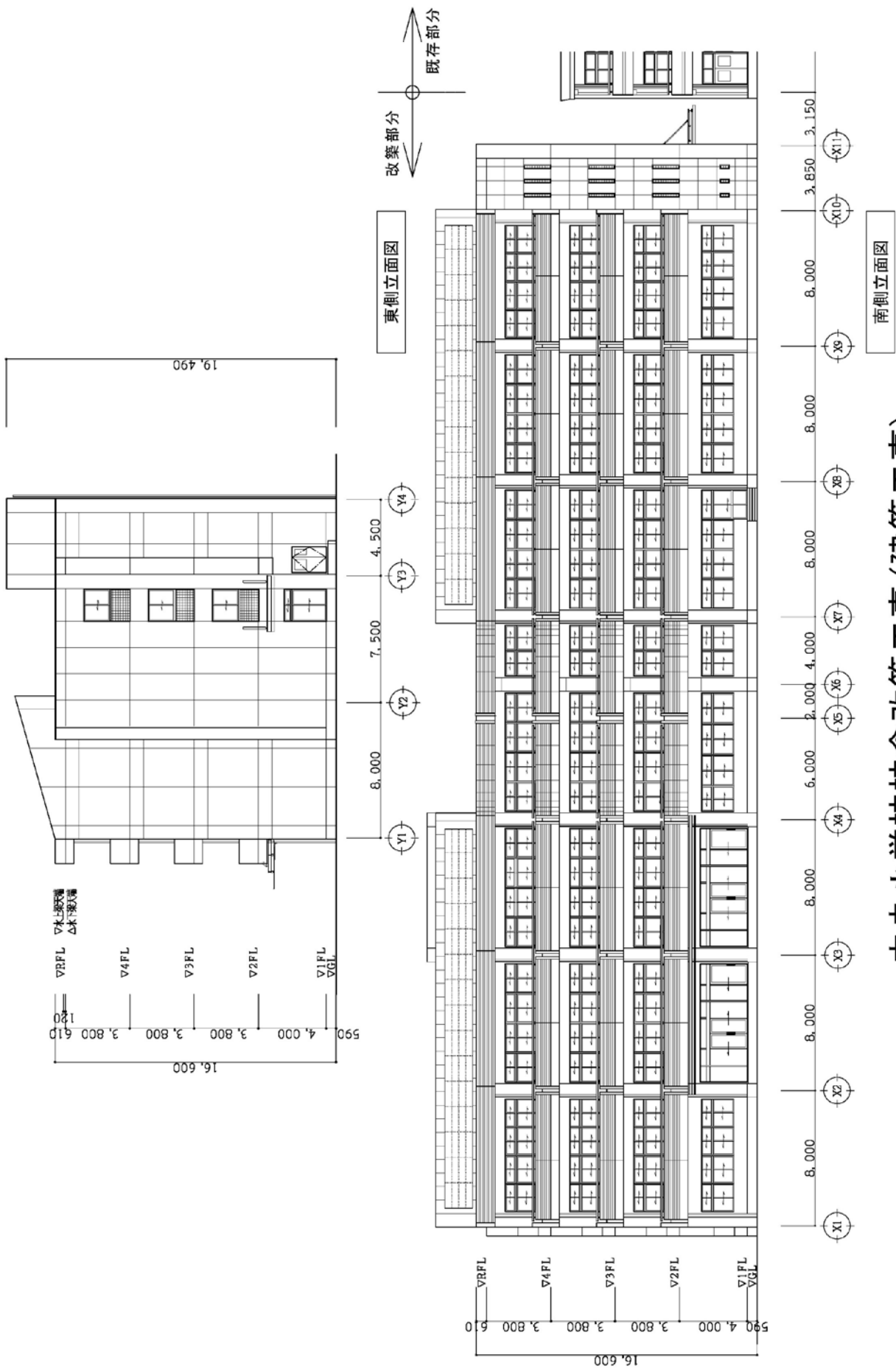
中央小学校校舎改築工事(建築工事)



2 ~ 4階 平面図



中央小学校校舎改築工事(建築工事)



中央小学校校舎改築工事(建築工事)